

## 研究ノート

## アメリカ刑事判例研究 (29)

小早川義則

Mckune, Warden, et al. v. Lile, 536 U.S. 24 (2002)

—— 性的虐待治療プログラム (SATP) への参加命令は第5修正の自己負罪拒否特権に違反しない

【事実の概要】 被告人Robert G. Lile (X) はカンザス州刑務所 (Kansas Department of Corrections) に収容されている有罪宣告を受けた性犯罪者である。Xが社会への再復帰 (reenter) が予定されていたその2,3年前に刑務所職員は、釈放後にXが再び強姦事件を犯さないようにするための刑務所の治療プログラム (prison treatment program) への参加をXに勧告した。この分野での専門家の間に若干の意見の相違があるようだが、カンザス州職員および合衆国刑務所施設を管理する職員は彼が処遇 (treated) され

ている犯罪その他過去の犯罪を犯したことをプログラム参加者に認めさせることが極めて重要であると判断していた。カンザス州の更正プログラムでの最初かつ最も重要な第1歩 (most crucial step) は、それ故、参加者に彼自身の (犯罪の) 動機と弱さを理解させるために彼の過去の犯罪と直接向き合うことを参加者に要求している。この最初の第1歩は非常に困難な1歩となりうるので、カンザス州はこのプログラムに参加する誘因 (incentive) を性犯罪者に提供している。

Xは、この誘因制度は彼の第5修正の自己負罪拒否特権を侵害すると主張する。カンザス州の更正プログラムは、しかし、重要な行刑目的に役立っているので参加するための最小の誘因を受刑者 (inmates) に提供することは第5修正によって禁止されている強制的な自己負罪に該当しない。(at 29.)

I 被告人 (X) は1982年、学校から帰宅途上の女子高生を自己の車に誘い込んだ。Xは銃を突き付けて口淫 (oral sodomy) をするよう被害者に強制し、次いで野原まで車を走らせそこで彼は彼女を強姦した。性的暴行の後、被害者は彼女の学校に戻り動転して泣きながら本件犯罪を報告した。警察はXを逮捕し、その身体から彼が犯行を容易にするために用いた武器を発見した。Xは性交は合意によると主張したけれども、陪審は彼を強姦、加重口淫 (aggravated sodomy) および加重誘拐で有罪とした。カンザス州最高裁も連邦地裁も、起訴犯罪に関してXの有罪を裏付ける証拠は十分であると結論した。

Xが釈放される予定の2,3年前の1994年に刑務所職員は、性的虐待治療プログラム (a Sexual Abuse Treatment Program) (SATP) に参加するよう彼に命じた。これに参加する受刑者はプログラムの一部として“責任の承認 (Admission of Responsibility)”用紙に署名してそれを完成させることが要求される、その用紙の中で彼らはすでに有罪を言い渡された当該犯罪を検討してそれに対する責任の受け入れを認めることが要求

されるのである。参加する受刑者はまた、それらが未だ起訴されていない刑事犯罪に該当するか否かにかかわらず、従前の性行動のすべてを記述する性体験史 (sex history) の用紙を完成させることを要求される。犯罪者の性体験史の正確性および完全性を検討するためにポリグラフ検査が用いられる。

参加者から得られた情報はSATPの更正目的に役立つけれども、特権の適用を受けない (not privileged)。カンザス州は新証拠が将来の刑事手続きにおいて性犯罪者に不利に用いられる可能性を残している。さらにカンザス州法は、未成年者 (minors) に関わる起訴されていない軽微な性犯罪をSATP係員に報告することを要求している。負罪の情報がSATPの下で未だかつて開示されたという証拠はないけれども、情報の公開 (release) は可能である。

刑務所職員はXに、仮に彼がSATPへの参加を拒否すると彼の特権の地位 (privilege status) はレベルⅢからレベルⅠに引き下げられると伝えた。この削減の一部として、Xの訪問権、稼いだ金 (earning)、労働の機会、家族への送金資格、酒保での出費 (canteen expenditures)、個人用テレビへのアクセス、その他の特権が自動的に削減 (curtail) される。さらにXは重警備施設 (maximum-security-unit) へ移送されるため彼の行動はより制約される、2人部屋から4人部屋へ移されて彼はより危険な環境に置かれることになる。

要求される彼の性体験史の開示は第5修正の自己負罪拒否特権に違反するとの理由でXはSATPへの参加を拒否した。彼は、刑務所での特権の取消しおよび別の留置施設 (housing unit) への移送を阻止する禁止命令 (an injunction) を求め、刑務所長等に対し改正された制定法 (§1979, 42 U.S.C.§1983) の下で本件訴訟を提起した。

両当事者が証拠開示 (discovery) を完了した後でカンザス地区合衆国地方裁判所は、Xに有利な簡易決定 (summary judgment) をした。24 F.Supp.2d 1152 (1998)。地方裁判所は、Xは公判で被害者との性交は同意によるものと証言し

ていたのであるから“有罪の承認”用紙で強姦への責任を認めることはXに対する偽証罪の訴追も可能となると指摘した。自己負罪を拒否したことでXが直面する一定の特権の削減および拘禁状態における変化を検討した後で地方裁判所は、これらの結果は第5修正に違反する強制 (coercion) に該当すると結論した。

第10巡回区控訴裁判所はこれを維持した。224 F.3d 1175 (2000)。第5修正の禁止する強要 (compulsion element) はデュー・プロセス条項の下で保護される自由の利益 (liberty interest) の剥奪に該当しないペナルティによって立証しうると判示したのである。刑務所での特権および居住設備における削減はペナルティであり、いずれも受刑者への実質的な効果 (impact) がある、かつそのような効果は重大な規律違反 (serious disciplinary infractions) に対し刑務所当局によって科せられる処罰と同一であることを理由とする。控訴裁判所の見解によると、制裁が条件付きでなく自動的であるという事実は、それが強要に該当するという結論を裏付けている。さらに、SATPの記載はすべて召喚令状 (subpoena) による開示の対象となるのであるから、有罪判決に関する責任の承認は偽証罪の訴追のリスクをもたらすことを理由に同控訴裁判所は、Xによって開示された情報は十分に負罪であると結論した。控訴裁判所は、カンザス州のポリシーは性犯罪者を更正させ公共の安全を促進する州の重要な利益に役立つと認めたが、受刑者の犯罪に関する承認を特権の対象とする情報 (communication) として取り扱うか、または受刑者に使用免責 (use immunity) を付与することによって憲法を侵害することなしにこれらの利益は達しうると結論したのである。

これに対し、合衆国最高裁は、重要なカンザス州刑務所規則が連邦憲法に違反していると控訴審は判示していることを理由に、刑務所長 (warden) の上告受理の申し立てを容れ (at 29-32.)、5対4で原判決を破棄した。なお、以下の判示の執筆はケネディ裁判官 (レンキスト首席裁判官、スカーリア、トマス両裁判官同調) である。

【判示】 原判決破棄。

Ⅱ 性犯罪者はこの国において重大な脅威である。1995年に推定35万5千件の強姦および性的暴力が全国で発生した。1980年から1994年の間に刑務所に収容されている性犯罪者の人口は、他のいかなる種類の暴力犯罪よりも急速な割合で増加した。本件におけるように、性的暴力の犠牲者はほとんど未成年者（juveniles）である。例えば、1995年に報告された強制的な性犯罪の大多数は18歳以下の者に対して行われた。刑務所に投獄収容されている暴力的な性犯罪者の10人のうちほぼ4人は、彼らの犠牲者は17歳またはそれ以下であったとされる。

有罪を宣告された性的犯罪者が再び社会に戻るとき、彼らは他のどの種類の犯罪者よりもはるかに多く新たな強姦または性的暴力で逮捕されている。州はそれ故、有罪を宣告された性犯罪者を更正させることに重大な利益を有している。

治療専門家（therapists）および刑務所職員は、臨床の更正プログラム（clinical rehabilitative programs）によって性犯罪者に自己の衝動を上手に制御（manage）させることができる、かつこのような方法で再犯を減少させることができることにほぼ（widely）同意している。（“治療を受けた性犯罪者の再犯の割合は一貫してほぼ15%と推定されている。”他方、治療を受けない犯罪者の割合は80%にのぼると推定されている。“たとえこの数字はいずれも過大に評価されているとしても、治療を受けた囚人と治療を受けていない囚人との間には大きな相違がある。”）これらの更正プログラムの重要な要素は、参加者に過去と直接向かい合い彼らの不法行為に対する責任を受け入れることを要求する。“その拒絶は一般に成功する治療（therapy）への主たる障害としてみなされている、”そして“どのような態度を治療において目標とする必要があるかを判断するのに治療専門家は過去の犯罪に至った出来事に関する犯罪者のありのままの説明に大きく依存している。”研究によると、性的虐待の申立てをすべて否定する犯罪者は、一部であっても関与を認める犯罪者より

3倍以上の割合で治療に失敗しているという。

カンザス州SATPでの重要な最初の第1歩は、それ故、過去の犯罪に対する責任の受容である。このことは彼らはなぜ処罰されるのかを受刑者に理解させ、そのような恐怖（frightening）と再犯の高いリスクの原因（cause）である特性を見極める（identify the traits）根拠を提供することにある。この最初の第1歩としてカンザス州は、SATPの各参加者に“責任の承認”用紙を完成させ、彼らの犯罪行動を説明する性体験史をすべて明らかにさせて個人的なカウンセリングおよびグループ・カウンセリングの面接（session）において彼らの過去の行動を検討することを要求している。

地方裁判所は、カンザス州SATPは更正における正当な行刑目的によって裏付けられている有効な“臨床更正プログラム”であることを認めた。SATPは18か月間事実上毎日のカウンセリングがそれに伴う。それは受刑者が性的耽溺に取り組む（address sexual addiction）手助けをする、すなわち彼らの犯罪に先行する考え、感情、および態度の変化（behavior dynamics）を理解させ、そして退歩した予防策（develop relaps preventive skills）を発達させる手助けをする。受刑者は秘密性（confidentiality）をかなり保障されているけれども、カンザス州はSATPの過程でなされた供述を根拠とした訴追の法的免責を与えていない。カンザス州によれば、しかし、治療中に開示された情報に基づいて何らかの犯罪で告発ないし訴追された受刑者は今まで1人もいない。つまりこのプログラムは犯罪捜査を行うための単なる口実（subterfuge）にすぎないという主張（contention）はない。（at 32-34.）

両当事者が説明するように、すべてのSATP参加者に免責を提供しないというカンザス州の判断は2つの正当な州の利益に役立つ。第1、このプログラムを企画し実行する専門家は、過去の犯罪への全面的な責任を受容するSATPの参加者に対しこれらの行動には結果が伴うという提言を彼らは受け入れなければならないと結論した。SATP中に明らかにされた情報に基づいて

訴追されたりペナルティを科せられたプログラム参加者はいないけれども、さらなる刑罰を受ける可能性のあることは参加者の犯罪の重大性を強化することによって彼らの更正に役立つ。仮に受刑者が彼らの過去の行為に対し社会は彼らを処罰しないことを知ることになれば、このような（過去の）犯罪は重大な犯罪であると社会は考えていないという誤った印象を持ったまま彼らは放置されることになる。SATP参加者に対する免責保障の実際的な効果は、彼らの以前の犯罪に対するコストを多くの性犯罪者にすべて免除する（absolve）ことになろう。このことはまさに更正の目的に相反する。

第2、カンザス州はルールとして同プログラムの過程で明らかにされた情報を根拠に受刑者を訴追しないが、とくに危険な性犯罪者を訴追する選択肢を残すことによって重要な抑止の利益を確認している。治療プログラムへの参加の条件として全面的な使用免責を提供することに応じていないのはカンザス州だけではない。連邦の刑務所当局およびその他の州は類似の性犯罪プログラムを実施しており、参加者に対する免責を提供していない。

カンザス州は受刑者に使用免責を認めていないという事実だけではSATPは無効であることにはならない。刑務所管理者が免責を提供できる又は免責を提供すべきかどうかを最初に問うことは憲法上の調査を省略（skips）することになる。もしカンザス州が免責を提供すれば自己負罪特権とは関わりがないことになろう。例えば、Kastigar v. United States, 406 U.S. 441, 453 (1970) ; Brown v. Walker, 161 U.S. 591, 610 (1896) を見よ。カンザス州は、しかし、免責を提供しない、そうすると本件での中心の問題は、カンザス州のプログラムと、それへの不参加に対する結果の両者が結びつく憲法上の権利行使の妨げとなる（encumbers）強制をもたらす（create）かどうかであることになる。もし強制がもたらされるのであれば、州は現在の形式でのプログラムを継続することはできない、そして後に述べるように、その代替策は州のプログラムの目的を挫折させる（defeat）こ

とになる。

SATPは憲法に違反して自己を有罪とすることを受刑者に強制していない。第14修正を介して州に適用される、Malloy v. Hogan, 378 U.S. 1 (1964)、第5修正の自己負罪条項は“いかなる刑事事件においても自己に不利な証人となることを強制（compelled）されない”と規定する。第5修正は“強制（compulsion）について述べている、”そして当裁判所は、“憲法の保障は自己負罪の証言をすることを証人は強制されないことだけである”と主張し続けてきた。United States v. Washington, 431 U.S. 181, 188 (1977) . 本件での問題の結論——テレビ・セットが各受刑者の独房に置かれていない、運動施設が容易に利用できない、仕事や賃金の機会がより限定されている、そして他の刑務所への移送——は、黙秘したいという希望にもかかわらず過去の犯罪に関して供述することを受刑者に強制するものではない。これらの結果が通常の市民ではない受刑者に科せられているという事実は、Xの憲法上の権利主張を比較考量（weighing）する際に重要である。

自己負罪拒否特権は刑務所の入口で終了しないが、有効な有罪判決の事実とそれに続く自由への制約は第5修正の分析にとって不可欠である。サンディ判決（Sandi v. Conner, 515 U.S. 472, 485 (1995)）（“合法的投獄は当然に多くの特権や権利の中止ないし制約をもたらす、これはわれわれの刑罰制度の根底にある理由により正当化される制約である”）。自由社会において憲法上の権利の侵害となりうる広汎な選択の範囲は、合法的な有罪判決を受けた人々への予期された拘束状態の範囲内にある。

当裁判所は、更正は受刑者の自由の行使に対し比較考量しなければならない正当な行刑上の利益であると説示してきた。例えば、O'Lone v. Estate of Shabazz, 482 U.S. 342, 348, 351 (1987) を見よ。“ほとんどの犯罪者はいずれ社会に再び戻る”ので“更正制度の最大の目的は、その拘束下にあるこれら人々の更正である。”Pell v. Procunier, 417 U.S. 817, 823 (1974) . 責任の受容は、犯罪者が“自己の犯罪を進んで認め

る用意があり、別途（そうでなければ）必要とされるかもしれない期間よりも短い期間で更正に成功する希望を与える精神構造の下で更正制度に入る”ことを示している。Brady v. United States, 397 U.S. 742, 753 (1970)。

受刑者の特権および権利への制約は受刑者を管理する連邦および州の職員に必要な権限と資格を付与する当然の必要性からも生じる。刑務所運営 (running) は、専門的知識、計画、および資源の委託 (commitment of resources) を必要とする極めて困難な仕事であり、これらはすべて政府の立法および行政の分野の領域に入る固有の問題である。これらの課題 (imperative) を尊重する (respect) ために裁判所は、刑務所生活の細部を監督する際に自制 (exercise restraint) しなければならない。本件におけるように、州の刑罰制度に関わりがある場合、連邦裁判所には“刑務所当局に適切な敬意を払うさらなる理由”がある。

このような理由で当裁判所は前出サンディ判決において、争われた刑務所の状況が“刑務所生活に通常付帯する出来事 (incident) との関係で〔受刑者に〕非典型的で重要な困難をもたらさない限り、”そのような状況によってデュー・プロセス違反は生じないと判示した。受刑者の自由の利益が削減されたかどうかのサンディ判決の下での判断は、強制的な自己負罪があるかを判断するための正確な比較 (parallel) を提供していないが、後者の問題に答えるための有益な説示 (instruction) を確かに提供している。サンディ判決およびその争点類似判決 (counterparts) は、有罪とされた重罪犯人の生活は通常の市民のそれとは異なるという自明の原理 (axiom) を強調している。受刑者に対する正当な更正プログラムの文脈下において、これらと同一の考慮 (considerations) がわれわれの分析に関連する。強制の調査は、刑務所生活においてすでに内在する重要な制約と更正目的および刑務所制度内での手続きにおける州自身の重要な利益を考慮してなされなければならない。正当な行刑目的と合理的関連があると認められる刑務所の臨床更正プログラムは、仮に参

加しないことで受刑者が直面する不利な結果がプログラムの目的に関連しかつ刑務所生活に通常付帯する出来事との関係において非典型的で重要な困難に該当しないのであれば、自己負罪拒否特権に違反しない。

このような判例の流れに沿って当裁判所 (this Court) は、合法的な有罪判決と投獄は当然に被告人の自己負罪特権の行使に制約を課すことを認めてきた。例えば、1976年のバクスター判決 (Baxter v. Palmigiano, 425 U.S. 308) を見よ。バクスター判決は、被告人の公判での沈黙につき検察官はコメントできないとの1965年のグリフィン判決 (Griffin v. California, 380 U.S. 609) のルールを刑務所での懲戒処分手続きに拡大することに応じなかった。当裁判所が説明したように“州刑務所での懲戒手続きは……犯罪に対する有罪判決以外の更正手続きおよび重要な州の利益にかかわる。”バクスター判決での受刑者は、むしろ、その言葉の意味で供述することを強制されたとは感じていなかった。当裁判所は、刑務所の状況に照らして強制的レベルおよび更正と秩序ある管理における州の利益を考慮して、それにもかかわらず、受刑者の自己負罪の主張を退けたのである。(at 37-38.)

本件においてカンザスの州SATPに参加しないというXの判断によって彼の投獄期間は延長されなかった。また彼の判断は善行証明 (good time credits) や仮釈放 (parole) の有資格 (eligibility) にも影響しなかった。被上告人はその代わりに、もし過去の犯罪について彼が沈黙を続ければ、中警備施設——そこでプログラムが実施される——からより望ましくない重警備施設に移送されることになることを主張しているのである。

この移送は、しかし、第5修正の権利を行使した受刑者を処罰することを意図していたとは誰も主張していない。これらの権利に関する制約は、カンザス州の正当な行刑上の移動理由 (penological reason for transfer) に付随するものである。すなわち、空間 (space) が限られているため、それぞれの個別的プログラムに参加しない受刑者は、他の受刑者に席を空けるため

に当該プログラムが実施される施設から移動させられるにすぎない。更正局長 (the Secretary of Corrections) が説明したように、“喜んでプログラムに参加する他の誰かにそのベッドを占有させてプログラムに参加させる状況下にプログラムに参加しない者にベッドを占有させ続けるのは筋が通らない”のである。

受刑者をどこに収容するかは刑務所管理者の専門的知識の中核であることは十分に確立している。このような理由で当裁判所は、たとえ“ある刑務所での生活が他の刑務所におけるよりはるかに不快 (disagreeable) であるとしても”受刑者を他の刑務所のベッドに移送する前に審理手続きを開くことを刑務所の管理者に要求しなかった。当裁判所は、より快適な設備の中にいる受刑者は投獄の全期間を通じてそこにとどまる権利がある旨の提案を検討したことがあった。しかし、この期待は“余りにもはかなく実質的でない (ephemeral and unsubstantial) ので、刑務所の職員が彼を移送する裁量を有している限り、手続的デュー・プロセスの保護の引き金とはならないと結論した。この論理は被告人の自己負罪の主張を分析する際にも同様に有効である。

被上告人 (X) はまた、プログラムに参加しないとの彼の判断の結果としてレベルⅢからレベルⅠに降等 (demoted) されることに不服を申し立てている。この降等は個人利用のテレビの喪失、刑務所施設やジム施設へのアクセスの減少、支払機会や酒保 (canteen) の特権の若干の削減を意味する。しかし、刑務所管理の不可欠の手段 (tool) は、行動への種々の誘因を当局が受刑者に提供することである。憲法は、これらの要求を彼らが適切と思うように与えたり取り消したりする広汎な裁量を刑務所職員に付与している。したがって、Hewitt v. Helms, 459 U.S. 460, 467 n.4 (1983) は、他の施設への受刑者の移送それ自体は、たとえその移送によって“職業指導、教育、レクリエーション、および社会復帰 (更正) プログラムへのアクセス”の喪失が生じたとしても、自由な利益とは関係がないと判示した。Xは本件において、自由な利

益には関わりがないことを認めている。確かにHewitt判決のような事案は強制的な自己負罪拒否特権というよりデュー・プロセス条項にかわりがあった。それにもかかわらず、これらの事案は、自由な市民であれば当然のこととして認められている権利や特権に関して受刑者は有罪判決によって刑務所生活に内在する重要な制約を予想していなければならないという自明の原理 (axiom) を強調しているのである。(at 38-40.)

何が憲法に反する強制に該当するかを判断するのは評価の問題 (a question of judgment) を含む、すなわち裁判所は、受刑者が黙秘を選択したため憲法がそのことを明確に禁止している物理的拷問により接近するかどうかを決定しなければならない。サンディ判決の枠組は、更正および社会復帰のための必要物に対する刑務所管理者の対応が余りにも並外れているのでそれらは憲法に反する強制の程度に達しているといえる (sensibly say) かを判断する合理的方法を提供している。

刑務所の文脈であると否とを問わず、Xの選択は、当裁判所が自己負罪の不服申立て (claim) に該当しない”と判示した選択より強制的でないことを示している。“刑事手続きは、法制度の残余のものと同様、どのコースを選択すべきに関する難しい判断を要求する状況に満ちている。たとえ憲法上の次元のものであるとしても、被告人にはどのコースにせよ自己が選択するコースに従う権利があるけれども、憲法は同様に (by that token)、選択を要求することを必ずしも常に彼に禁じているわけではない。”McGautha v. California, 402 U.S. 183, 213 (1971) . 政府は第5修正の特権を行使するコストを無料にする必要はないことも十分確立している。例えば、Jenkins v. Anderson, 447 U.S. 231, 238 (1980) (逮捕以前の刑事被告人の第5修正の特権の行使は公判での彼の信用性を弾劾するために用いられうる) を見よ。

第5修正の特権行使によるXのコスト——彼の刑務所での生活をより耐えられるものにするための若干の必要物の拒絶 (denial of certain

perquisites) ——は、McGautha判決で被告人の受けたそれよりはるかに小さい。同判決で当裁判所は、自己の責任を減軽して死刑を回避するために刑事被告人によってなされた供述を有罪の証拠として彼に不利に許容された手続きを支持した。当裁判所は同様に、たとえ刑事被告人がより寛大な取扱いを獲得するために有罪を承認する相当な圧力を感じていたとしても答弁取引 (plea bargaining) は第5修正に違反しないと判示した。例えば、Bordenkircher v. Hayes, 434 U.S. 357 (1978) ; Brady, 397 U.S., at 751を見よ。(at 40-42.)

受刑者の刑務所での労賃 (prison wage) の削減、個人用テレビの撤去やジムへの接近 (禁止) も、1976年のバクスター判決 (Baxter v. Palmigiano, 425 U.S. 308)、1998年のウッダード判決 (Ohio Adult Parole Authority v. Woodard, 523 U.S. 272)、および1984年のマーフィ判決 (Minnesota v. Murphy, 465 U.S. 420) で被告人が直面したのと同じの困難な選択を示していない。バクスター判決において州の受刑者は、彼の刑務所の懲戒処分手続きでの沈黙は彼に不利になるという事実について不服を申し立てた。当裁判所は、第5修正は証言拒否から陪審は被告人の有罪を推定できると裁判所が説示することをグリフィン判決が禁止していると判示したことを認めたにもかかわらず、これらの手続きは“犯罪に対する有罪以外の更正手続きおよび重要な州の利益にかかわりがあることを理由に、グリフィン判決のルールを州刑務所の懲戒処分手続きの文脈に拡大することを拒否した。本件事案での受刑者は若干の権利の喪失に直面しているけれども、バクスター判決での受刑者は刑務所での等級の地位のその後の降等だけでなく30日間の懲罰的な隔離 (punitive segregation) にも直面していたのである。(at 42-43.)

マーフィ判決での被告人は黙秘するとの判断の結果としてさらなる刑期の追加の可能性を危惧した。被告人の保護観察官 (probation officer) は、被告人が保護観察とは関係のない強姦および殺人を犯したことを知っていた。被告人の保護観察の条件の1つは保護観察官にすべての事

柄について真実を述べることを彼に要求していた。このことに関連して保護観察官は、強姦および殺人について被告人を面接した、そして被告人は彼の有罪を認めた。もし彼が黙秘を続ければ16か月間刑務所に戻されることを被告人は危惧していたにもかかわらず、当裁判所は第5修正の違反はないと認めたのである。

ウッダード判決での原告は個人用テレビやジムへのアクセスの喪失に直面していなかったけれども、生命の喪失 (loss) に直面していた。当裁判所は4開廷期前の全員一致の判決で、死刑確定囚 (a death row inmate) は情状酌量 (clemency) の面接で自己負罪をするか沈黙から不利益推論をされるかを選択することができたと判示した。“任意の面接がどうして被上告人に供述を強制することになるのかを理解するのは難しい。刑事被告人が刑事手続きの過程においてしなければならない選択と全く類似の選択に彼は直面しているにすぎない、その選択はいずれも第5修正に違反しないと判示されている”と当裁判所はその理由を述べた。532 U.S., at 286. 本件におけるようにウッダード判決での受刑者は、Hobson の選択に直面していると主張した、すなわち、供述をして自らを罪に陥れる (incriminate) か黙秘を続けて情状酌量委員会 (clemency board) がその黙秘を彼に不利に解釈するかどうかにかかわらず、情状酌量のための彼の主張 (case) は傷つく (damage) というのである。本件とは異なり、当裁判所はそれにもかかわらず受刑者が彼の情状酌量のチャンスを増やすために供述すると感じていた圧力は憲法に違反する強制に該当しないと結論したのである。

ウッダード、マーフィ、およびバクスターの各判決は、Xが本件で直面した結果は憲法に反する強制に該当しないことを示している。Xおよび反対意見は、(1) 本件でのペナルティはXの黙秘の判断から自動的に生じた、そして (2) XのSATPへの参加は不任意であったという2つの理由で、ウッダード、マーフィおよびバクスターの各判決と区別しようとする。いずれの相違も当裁判所の先例からの離脱を正当化しない、

そしていずれにせよ第2番目の理由が本件で問われている問題（question begging）である。

黙秘を続けることとそれに伴う結果との結びつき（nexus）を検討することが相当である。無罪を答弁する被告人であってもなお有罪とされなければならないという理由に一部基づいて答弁取引は強制されたものとは考えられていない。Cf. Brady, *supra*, at 751-752. 州は責任を受け入れる受刑者に善行控除（good-time credits）や早期の仮釈放をを与える、これらの状況下での沈黙は自動的に、情状酌量委員会が彼らに仮釈放を否定することを意味しない、同委員会はそれ以外の要素も同様に検討するからである。結果の自動的性質は憲法に反する強制を認定するための必要条件であるけれども、このことはそれだけでウッダード、マーフィ、およびバクスターの各判決を無視するに足る理由にはならない。たとえ人の沈黙からある結果が直接的に導かれるとしても、まず最初に結果の重大性を検討することなしに、その人は自らを罪に陥れることを強制（compelled to incriminate himself）されたかの問題に答えることはできない。

XのSATPへの参加の選択は任意でなかった、他方、ウッダード判決での死刑確定囚は酌量手続きに参加することを選択したという代替的理由（alternative ground）に基づいてウッダード判決と区別することもできない。このような区別は強制的調査への応答であることを前提とする。仮にXがSATPへの参加を強制されなかったのであれば、彼の参加はわれわれの現在の調査のために必要であるという意味においてのみ任意であった。高い再犯率に照らしカンザス州は、任意に応ずる少数者だけでなくすべての者に治療を受けることを希望して性犯罪者にSATPへの参加を求めているのである。受刑者が参加を要求されるのか命令されるのかどうかは、そのようにしないという彼らの判断にすべて依存している。ウッダード判決、マーフィ判決、およびバクスター判決での当事者はすべて、被上告人（X）が本件で直面しているよりはるかに悪い種々の結果（ramifications）に直面していた、そしてこれらの事件のいずれにおいて

も当裁判所は、彼らの沈黙か結果かの両者の難しい選択は強制されなかったと判断した。もちろん、刑務所の特権を失うか過去の犯罪に対する責任を受け入れるかのいずれかの選択ももしないことをXが望んでいたであろうことは疑いない。そうであるにもかかわらず、それは強制に該当しない選択である、それ故、カンザス州はそれをするをXに要求できるのである。（at 44-45.）

\*                      \*                      \*

責任の受容は更正の始まりである。そして自己改革（reform）を始めようとする者に対しては報償（rewards）があるという認識は、完成に向けた重要かつ必要な第一歩である。控訴裁判所の判断（ruling）はこれらの目的を挫折させる（defeat）ことになる。もし州が自己の無実をなお主張し続けている被上告人にプログラムへの参加を認めることによってこの判断に従おうとするのであれば、自白をしてカウンセリングを受け入れるそれ以外のSATPの参加者への誘因はほとんどなくなるであろう、集団治療の原動力（dynamics）は損なわれるというカンザス州の見解への裏付けは現にある。仮に州が免責を提供しなければならないというのであれば、その実際的な効果は1つの違反だけで投獄されている犯罪者に過去の悪行に対する棚ばた（windfall）の利益を与えることになる。その結果、同プログラムへの国民や州の支持は壊滅的ともなりかねず（potentially destructive）、支配的な責任の受容というゴールと全く矛盾することになる。仮に彼らが犯したかもしれない他の犯罪が何であるかを知ることなしに州は更正プログラムの修了を受刑者に認めなければならないというのであれば、このプログラムの完全性（integrity）は極めて疑わしいものとなる。有効かつ最終的な有罪判決で投獄されている人々を更正させることを州が求めるとき、これらのプログラムの崩壊に至るようなことを第5修正は州に要求していない。

カンザス州のSATPは、そのほとんどは子供である多くの無邪気（innocent）な人たちに対する性犯罪者の犯罪の繰り返しという重大な危

陰を減少するための意味あるアプローチを提示している。更正への州の利益は否定できない。さらに、SATPは強制的な自己負罪を禁止する特権の保護を回避するための巧妙な策略 (elaborate ruse) であることを示すものはない。むしろこのプログラムは、治療を必要とする人々にそれを求める誘因を提供することを刑務所管理者に認めているのである。(at 47-48.)

控訴裁判所の判決を破棄し、さらなる手続きのために本件を差し戻すこととする。

### [オコナー裁判官の同調意見]

最高裁は本日、第5修正の自己負罪拒否特権の趣旨に照らし (for the purposes) 刑務所の環境下での強制を検討 (evaluating) するときどのような基準が適用されるべきかの問題に関し見解が分かれている。私が別個に同調意見を書くのは、第5修正の強制の基準は刑務所でのデュー・プロセスの主張を検討する際にわれわれが採用してきた“非定型的で極めて困難 (a typical and significant hardship)”な基準よりも広いというスティヴンズ裁判官の反対意見、see post, at 58-60、に同意するけれども、性的虐待治療プログラム (SATP) に参加しなかった結果としての被上告人 (X) の刑務所での状態の変更は第5修正の自己負罪拒否特権の趣旨に照らし強制に該当するほど大きいとは考えないからである。それ故、私は、下級審判決は破棄されるべきであるとの相対的多数意見 (plurality) に同調する。(at 48-49.)

第5修正の文言は、彼自身または彼女自身 (自己) を罪に陥れることへの人の拒否に応じて課せられるすべてのペナルティを禁止していない——それはそのような証言の強制だけを禁止している。すべての圧力は必ずしも負罪的供述を“強制する”ものではない。

例えば、1966年のミランダ判決 (Miranda v. Arizona, 384 U.S. 436, 455) においてわれわれは、身柄拘束中の警察での取調べの状況は“個人の自由への重い足かせ (heavy toll on individual liberty)”となると指摘した後で初めて (only after) そのような状況は予防的な警告 (prophylactic

warnings) を必要とするほど十分に強制的であると認めた。しかし、われわれは、身柄の非拘束下での警察の取調べの間にミランダ警告を必要としなかった。例えば、Beckwith v. United States, 425 U.S. 341 (1976) を見よ。ミランダ判決の適用可能範囲 (applicability) を制限する際にわれわれは、非拘束下での取調べは被疑者に彼らの犯罪を自白する若干の圧力を加えていることを否定しなかった。Oregon v. Mathiason, 429 U.S. 492, 495 (1977) (per curiam) (“警察官による犯罪の被疑者に対するいかなる取調べであってもそれには強制的側面がある。”) ; Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420, 440 (1984) (“[非拘束下の] 留置 (detentions) の比較的に非強制的な性格”を記述する)。むしろ、われわれは、第5修正の文言によって示唆されているように、そのような状況下で加えられている圧力は“自己に不利な証人となること”を人に強要するほどのレベルのものであるかを問題としてきたのである。

同一の分析は自己を罪に陥れなかった結果として人に課せられるペナルティに適用される——その中にそのような証言を“強制する”ほど大きなものもあるがそのレベルに達していないものもあるが、。若干の種類のペナルティは負罪的証言を強要するものであることをわれわれの先例は確立している、例えば雇用の終了、職業免許証の喪失、Spevack v. Klein, 385 U.S. 511 (1967)、政府との契約をする資格なし (ineligibility)、Lefkowitz v. Turley, 414 U.S. 70 (1973)、および政治結社に参加し公職に就く権利の喪失、Lefkowitz v. Cunnigham, 431 U.S. 801 (1977) である。しかし、これらのペナルティはすべて、被上告人が本件で直面しているそれよりはるかに大きい。

これらのいわゆる“ペナルティ事案 (penalty cases)”の最初の3事例は、雇用の終了、雇用に不可欠な職業免許証の喪失、あるいは政府との契約終了による (through) ビジネスの喪失であり、人の生活手段の潜在的喪失に関わりがあった。われわれはLefkowitz判決において政府との契約の喪失は憲法上の職業の喪失に相当

する、“政府との契約者は州の被雇用者が彼のサラリーで生活しているのと全く同様に彼の契約した賃金で生活している (lives off) からである”と判示した。414 U.S., at 83. それぞれの人が選択した職業で自己を扶養することは人が持つことのできる最も重要な能力の1つである。自己を罪に陥れることと人の生活手段が奪われることとの選択は自己に不利な証人となるよう誰かを強要するまさにその種の選択に外ならない。最後の(第3の)事案であるCunningham判決で提示された選択は、政治的影響や威信だけでなく公務員に立候補し政治的結社に参加する第1修正の権利にも関わりがあった。431 U.S., at 807-808. 同事案でのペナルティは第1修正の目的に照らし (for the First Amendment purpose) 強制に当たると判示した際にわれわれは、これらの結果は“重大 (grave)”であると適切に述べた。(at 49-50.)

私は、本件で被告人(X)が直面している結果は自己に不利な証人となることを彼に強制するほど重大であるとは考えない。これらの結果は、誘因レベルでの削減、およびこれに伴う刑務所の中警備施設から重警備施設への移送に関わる。実務的な表現をすれば、これらの変更はXが彼の独房 (a cell) で所有できる個人財産の制限、彼の訪問権の制約、酒保 (canteen) で使える金の削減、および刑務所での雇用を介して得ることのできる賃金の減少にかかわる。このような生活状態の変更は、私にはマイナーと思われる。刑務所は被告人(X)の基本的必要物を提供する義務があるので、彼(X)自身を扶養する彼の能力は彼が結果として課せられる賃金の減少とはかわりがない。彼の訪問[権]は彼自身を自己負罪しないことの結果として削減されるが、彼の弁護士、彼の家族、および聖職者 (clergy) のメンバーと会う資格 (ability) を彼はなお保持している。個人的物品の所有に関する制約は、被告人が酒保で使うことが許されている金額と同様、彼の刑務所体験をより不快なものとするかもしれないが、彼自身を自己負罪的とすることを現に強制するのであるとは到底思われたい。(at 50-51.)

スティヴンズ裁判官はまた、刑務所の重警備施設への移送それ自体が強制的であることを示唆する。Xの重警備施設への移送は彼を“より重大な犯罪者によって占められているより危険な環境に置く”と地方裁判所は認定したけれども、そのような場所に置くことがどれほど大きな危険をもたらすかに関する認定はなかった。強制の立証はXの責任であるから、少なくともそれと反対の立証がない限り、刑務所の重警備施設に置かれたことによってXの身体の安全は危険とならないよう刑務所は受刑者を管理できるとわれわれは推定できる。

スティヴンズ裁判官は、Xが自己負罪を拒否したために直面するペナルティは刑務所の規律違反に対し科せられるそれと同一であるという事実もまたそれらが強制的であることを示していると主張する。私は同意しない。スティヴンズ裁判官の主張がこれらの制裁はXに彼自身の罪を認めることを強制することになりうる烙印 (stigma) を伴うとする限りにおいて、それは不正確である。推薦されたいかなるプログラムへの参加をも拒否するすべての受刑者に同一の制裁が課せられるのであるから、削減に付着する烙印は最小であろう。またスティヴンズ裁判官の主張がこれらの制裁は規律の道具として用いられるのであるから態度 (behavior) の強制を意図しているとする限りにおいてそれには欠陥もある。刑務所の規律ルール違反とはならない理由で囚人に与えられるペナルティの種類と彼自身を刑事責任にさらすことを彼に強制するものとの間には相違がある。それ故、私は本件記録上、彼自身の罪を認める彼の判断はこれらのペナルティを課すことによって強制されたものとなることをXは立証したと結論することはできない。

Xが直面したペナルティは彼の証言を強制するほど十分に重大であったとは考えないけれども、これらのペナルティはMcGautha v. California, 402 U.S. 183 (1971) (死刑の量刑手続きの減輕局面でなされた供述は有罪の証拠として用いようと判示する)、Bordenkircher v. Hayes, 434 U.S. 357 (1978) (答弁取引は第5修

正の自己負罪拒否特権に違反しないと判示する)、およびOhio Adult Parole Authority v. Woodward, 523 U.S. 272 (1998) (情状面接で黙秘する権利はないと判示する)のような事案でのペナルティのレベルに達していないとの相対的多数意見における示唆 (suggestion) に私は同意しない。これらの事件で直面された可能性あるペナルティ——より長期の投獄や執行——は、われわれがペナルティ事案で憲法に反する強制に該当すると判示したそれよりはるかに大きい。実際、自己負罪を認めることへの拒否に対するペナルティとしてのそのような結論の押し付け (imposition) は、確かに“自由の利益”に関わりがあろう。(at 51-52.)

スティヴンズ裁判官は、いずれの事案においても否定的帰結は沈黙するとの判断から直接に導かれたものではないことを理由に、かつこれらの事案は直接の証言命令を一切含んでいないことを理由に、これらの事案と本件とを区別しようとする。相対的多数意見が明らかにするように、しかし、これらの2つの要素は、これらの事案とそれよりはるかに負担のない (far less onerous) ペナルティを課していることを理由にわれわれが強制と認めてきたペナルティ事案との相違を十分に説明していない。(at 52-53.)

さらに複雑な問題は、恩恵の拒絶 (denial of benefits) と負担の賦課 (imposition of burdens) はこの分野において別異 (differently) に分析されるべきかどうかである。「この問題は、有罪とされた犯罪者に彼らの犯罪への責任の容認に対する交換条件としてより軽い量刑の利益を提供するものと解釈できる合衆国量刑委員会の指針§3 E 1.1 (2000年11月) の存在に照らしとりわけ重要である。」(at 53.)

私は、相対的多数意見が第5修正の自己負罪拒否特権の抱括的な理論を展開しなかったことには問題がある (troubling) と認める。しかし、本件は恩恵よりも負担に関わることは明らかであり、かつ私は彼自身の罪を認めなかったことに対して被上告人 (X) に不利に課せられた (assessed) ペナルティはどのような合理的基準によっても強制的であるとは考えないので、本

件での私の判断をするのにこのジレンマを解決する必要はない。

私は、強制に対する基準は1995年のサンディン判決 (Sandin v. Conner, 515 U.S. 472) においてわれわれが明らかにしたデュー・プロセスの基準と同一であることには同意しないけれども、相対的多数意見によって到達された判断に加わる。(at 53-54.)

[スティヴンズ裁判官の反対意見] (スータ、キンズバーク、ブライア各裁判官同調)

“[更正プログラムに] 参加する最小の誘因を受刑者に提供するの第5修正によって禁止されている強制的な自己負罪に該当しない”との相対的多数意見の一文に異議を唱えることは誰もできないだろう。本件で提示されている問題は、しかし、受刑者の第5修正の特権の主張を窃盗、ソドミイ、暴動、放火、または暴行 (assault) のような犯罪に対する懲戒的な有罪判決 (disciplinary conviction) に伴うのと同じの絶対的制裁 (mandatory sanction) で州は受刑者を処罰できるかである。本日まで当裁判所は、威嚇的な害悪 (threatened harm) を“最小の誘因”として性格付けることは一度もなかった。われわれも、特権の有効な主張をした人が、それにもかかわらず彼自身の罪を認めることを命じられ、そのような命令に従わなかったことで制裁されると判示したことは一切なかった。本件はまさに分水界の事案 (watershed case) である。

相対的多数意見は、性犯罪者から自白を獲得する利益と基本的な憲法上の権利を尊重するコストとを比較考量したその場限りの評価 (ad hoc appraisal) に基づいて、これらの制裁が“刑罰的 (punitive)”なレベルのものとされない限り、それが穏当な制裁 (modest sanction) と考えていることで特権の主張を処罰することは許されると判示する。後に説明するように、この制裁は事実厳しいが、たとえそうでないとしても、相対的多数意見の政策的判断は憲法上の権利の骨抜き (evisceration) を正当化しない。相対的多数意見の先例に基づかない曲がりくね

った正当化の試み（meandering attempt to justify its unprecedented）は、ジョン・マーシャルの時代以来確立していた法の支配から逸脱している。私は謹んで（respectfully）反対する。（at 54-55.）

I 第5修正の文言は、何人も“いかなる刑事事件においても自己に不利な証人となることを強制されない”と規定する。この禁止規定は“彼が被告人である刑事裁判において彼自身に不利な証言を拒否することを彼に認めているだけでなく、民事または刑事であると公式または非公式であるとを問わず、いかなるその他の手続きにおいても、彼にされた公式の質問（official questions）に答えない特権を彼に与えている”ことは十分確立している。Minnesota v. Murphy, 465 U.S. 420, 426（1984）. もし人が特権によって保護されるのであれば、彼は“彼が少なくとも彼の強制された答弁の使用および彼が被告人であるその後の刑事事件においてそれに由来する証拠の使用から保護されない限り、かつその時まで、答弁を拒否できる。”Id., at 78. 刑務所の受刑者（inmates）——性犯罪者を含む——は刑務所の門で特権を喪失しない。Murphy, 465 U.S., at 426.

責任の承認および性体験史の書式での被上告人（X）の供述は、偽証または彼が自白を強要されるその他の犯罪に対する将来の訴追において彼を罪に陥れうる（could incriminate him）ものであることは疑いない。（なお、性的虐待治療プログラム（SATP）への参加者としてXは、彼が有罪とされた犯罪の詳細を明らかにした“責任の承認”用紙に署名することを要求された。彼は公判で彼女を（自分の）車で彼女の車に送り届ける前にした被害者との性交は合意であったと証言していたことを理由に、地方裁判所は、この用紙に書かれた承認によってXは偽証罪の訴追にさらされうると認めた。24 F. Supp. 2d 1152, 1157（Kan. 1998）. さらに、SATPは参加者に“そのような行動が未告発（uncharged）の刑事犯罪に該当するかどうかにかかわらず、すべての過去の性的行動を含む

性体験史を文書（written sexual history）で作成すること”を要求している。地方裁判所は、この書式（form）は“受刑者を罪に陥れ彼をさらなる刑事訴追にさらすことのできる情報を明らかに求めている”と認定した。）彼は、彼自身を罪に陥れることが要求されていることを理由にSATPへの参加を拒否することによって、彼の第5修正の権利を援用したことも明らかである。彼が一たんその権利を主張すると、州はその後の訴追において彼の供述の使用免責をXに提供することができた。その代わりにカンザス州矯正局（刑務所）は、彼自身を罪に陥れるか彼の中警備刑務所での地位を失うかの選択をXに命じたのである。私見によれば、かかる命令は、XのレベルⅢの特権の取消しの威嚇と相俟って疑う余地なく彼の第5修正の権利を侵害したことになる。

カンザス州によってなされた政策判断に関する相対的多数意見の評価はさておき、その中心的な考え（submission）は、XのレベルⅢおよび中警備の地位の取消しの威嚇は憲法に反する強制とみなすに足りるほどの害悪ではないというのである。この見解の裏付けとして相対的多数意見もオコーナ裁判官も、特権を援用した人がそれにもかかわらず負罪的質問に答えることを要求された第5修正の事案を1件も引用していない。（at 55-56.）

自己負罪拒否特権は拷問および星室裁判所（the rack and the Star Chamber）から生まれたものであるかもしれない、L. Levy, *Origins of the Fifth Amendment* 42（I Dee ed. 1999）；Andresen v. Maryland, 427 U.S. 463, 470（1976）を見よ、しかし、憲法制定者は第5修正を起草したとき、より広汎な強制的な考えを心に抱いていた。なお、特権の起源および展開過程は最近とくに学者の注目を引き話題となっている。この歴史的説明は、Boyd v. United States, 116 U.S. 616（1886）以前には、特権は第5修正から別個のコモン・ローの証拠原理として取り扱われていたという事実によって複雑である。この時代に、特権はまた自白の任意性の一般的な議論の中に含まれた。われわれは、例えば、特権は宣誓下にな

された供述に結び付けられた道徳的強制 (moral compulsion) から被告人を保護すると考えられていたことを知っている。さらに、被告人または証人が刑事裁判において特権を援用する法廷状況に焦点を合わせている同修正の文言は、特権の主張を却下する裁判所の命令に内在する強制を含んでいる (encompasses)。首席裁判官マーシャルが *United States v. Burr*, 25 F. Cas. 38, 40 (No. 14,692 e) (CCVa. 1807) において指摘したように、“仮にそのような事件において、彼の答えは彼自身を罪に陥れるであろうと彼が自己の宣誓下に言うのであれば、裁判所はその事実について他の証言を要求できないのである。” (at 56-57.)

第14修正を介して特権を州に適用するとの *Malloy v. Hogan*, 378 U.S. 1 でのわれわれの判示は、黙秘する権利自体が同修正によって保護される自由の利益 (a liberty interest) であると判断した。われわれは、第5修正が連邦の侵害に対し保障しているのと同じの特権——全く拘束なしに彼自身の意思を行使し、かつそのような沈黙に対するペナルティを受けることなく供述することを彼が選択するのでない限り、沈黙する人の権利——を第14修正は州の侵害に対し保障していると説明した。Id., at 8.

*Malloy* 判決以降われわれは、直接的な証言命令だけでなく証人台に立つことへの被告人の拒否に対するコメントによって生じる間接的な強制をも禁止するものとこの文言を解釈してきた、*Griffin v. California*, 380 U.S. 609, 613-614 (1925)、そしてこのような強制は身柄拘束中の取調べを取り囲む強制状況から推定されうことをわれわれは認めたのである。 *Dickerson v. United States*, 530 U.S. 428, 435 (2000) (“身柄拘束中の取調べに内在する強要は任意と不任意自白との境界を曖昧にする、それ故、個人は自己負罪を強要されないという第5修正の下での特権に一致しないリスクを高める”) を見よ。その他の自由の利益の剥奪を要求することなしにわれわれは、政治結社に参加する権利の喪失の威嚇、*Lefkowitz v. Cunningham*, 431 U.S. 801 (1977)、政府との契約の喪失、*Lefkowitz v.*

*Turley*, 414 U.S., at 82、雇用の喪失、*Uniformed Sanitation Men Assn. Inc., v. Commissioner of Sanitation of City of New York*, 392 U.S. 280 (1968)、および法曹資格剥奪 (disbarment)、*Spevack v. Klein*, 385 U.S. 511, 516 (1967) を禁止された強制であると認めた。強制は刑務所の文脈下において異なった意味を有することを示唆するものはわれわれの法廷意見の中には一切ない。またわれわれの第5修正の判例 (jurisprudence) の中で人の生計手段の喪失に至らないものは一切 (nothing short of losing one's livelihood) 憲法上の強制に当たらないとの主張を支持するものはない。

*Meachum v. Fano*, 427 U.S. 215 (1976) でのわれわれの判示は第5修正の新しい解釈を支持するとの相対的多数意見の示唆は、ante, at 39を見よ、同事件での主たる理由付けと矛盾している。*Meachum* 判決において刑務所の受刑者グループは当裁判所に、事実上より好ましくない施設への彼らの移動前に審問手続きを受ける権利は認められていると判示することを求めた。刑務所の受刑者は“州の奴隷”以上の権利を有していないとのかつての支配的見解を退けた *Morrissey v. Brewer*, 408 U.S. 471 (1972)、および *Wolff v. McDonnell*, 418 U.S. 539 (1974) での革新的な判決に依拠して受刑者は、刑務所当局によって課せられた重要な (権利) 剥奪の司法審査を認めるようこれらの判示の拡大を求めたのである。当裁判所は、*Wolff* 判決およびその関連判決以降、有罪とされた重罪犯人には“裁判所がその保護に注意しなければならない種々の重要な権利”があることを是認した。*Meachum* 判決は受刑者の憲法上の権利を拡大することを拒否したけれども、われわれは確立した権利の保護を限定しなかった。現に、ホワイト裁判官はその判示を明示に“憲法を別途侵害しない”受刑者の状態に限定した。427 U.S., at 224 (at 58-59.)。 (なお、ホワイト裁判官は争点類似事件である *Montanye v. Haymes*, 427 U.S. 236, 242 (1976) での法廷意見においてこの点を繰り返した、すなわち“受刑者が受けている拘禁の状況または程度が彼に科せられた量刑の

範囲内であり、かつ憲法に別途違反しない限り、デュー・プロセス条項はそれ自体刑務所当局による受刑者の取扱い（処遇）を司法判断にさらすものではない”と述べている。

1998年のウッダード判決（*Ohio Adult Parole Authority v. Woodard*, 523 U.S. 272）での特権に関するわれわれの議論の中で刑務所の文脈において第5修正違反を確認するにはより高度の強制の立証が必要であるとは一言も述べていない。同判決は本件とは全く異なる、ウッダードは彼自身を罪に陥れることを命令されずそのようにすることを拒否したことで処罰されたのでなかったからである。彼は、とりわけ情状酌量手続きの1週間前に受刑者に提示された州の情状酌量委員会（the clemency board）メンバーとの面接は自己負罪拒否特権を侵害するHobsonの選択（Hobson's choice）を彼に呈示している（presented）と主張して、オハイオ州の釈放手続きに異議を申し立てた。彼は面接を利用して自己負罪のリスクを負うかそれとも面接を拒否する——その場合には情状酌量委員会は彼の証言しないという判断から不利益な推認を下すことができる——ことができた。われわれは、“任意の面接”を提示された受刑者は証言するか彼の沈黙から不利益推認を下されるリスクを選択するかに直面する被告人と同一の立場にあると判断した。523 U.S., at 286.

Xは負罪的証拠の開示を要求するプログラムへの参加を刑務所当局によって直接命令された、他方、ウッダードには何かをすることを誰も命じていなかった。法廷での質問に答えるようにとの裁判所の直接命令と同様、SATPに参加せよとの州の命令は内在的に強制的である。Cf. *Turley*, 414 U.S., at 82.（契約喪失の威嚇の下で州によって求められた権利放棄は、放棄を求めることなしに証言を直接要求することに劣らず強制的である。）さらにSATPへの参加の拒否に対するペナルティは自動的である。黙秘するとの判断から生じうる間接的結果に関する推測（conjecture and speculation）の代わりにわれわれは、直接的命令の無視（defiance of a direct order）には、他の一定のペナルティと同様、

法違反者ないし問題のある受刑者であるとの汚名（stigma）が伴うことを確信できる。本件に含まれているペナルティは、特権の主張に対する命令的な公務員の対応（mandated official response）である。（at 59-60.）

1976年のバクスター判決（*Baxter v. Palmigiano*, 425 U.S. 308, ante.）においてわれわれは、刑務所の懲戒手続きは特権に違反しないと判示した。それは一部、州は“第5修正の特権の放棄をPalmigianoに強要したり要求したことはなかった”し、“受刑者の沈黙自体は懲戒委員会（Disciplinary Board）による不利な判断を支持するには十分でないことに争いはなかった”という理由に基づいていた。425 U.S., at 317-318. (at 60.)

同様にマーフィ判決（*Minnesota v. Murphy*, 465 U.S., at 438, 439）においてわれわれは、仮釈放の取消しはミネソタ州法の下では自動的ではないことを理由に“第5修正の正当な特権の行使に対しプロベーションを取り消すとの威嚇を州は憲法上することはできない”としつつ、“マーフィは特権の主張が取消しに導かれることを合理的に危惧できなかった”と結論した。これらの判決は、直接命令に従わないことに対する公の制裁と任意の選択に由来する単なる不利な結果とはかなりの相違があることを是認していた。この区別は新奇なものではないし“裁判所の先例からの離脱を正当化する”ために提供されたものでもない、むしろそれは、われわれが判例を通じて行ってきた区別である；それ故、正当化できない離脱を示しているのは外ならないこの両要素に対する相対的多数意見の無視である。ウッダード判決、マーフィ判決およびバクスター判決とは異なり、Xは第5修正の権利を援用できないので刑務所が彼のレベルⅢの地位を取り消すかどうかに賭けているのである、すなわちこの処罰は絶対的（mandatory）である。ウッダード判決やバクスター判決がそうであったように、本件が刑務所の受刑者に関わりがあるという事実は、これらの判決を支配的判例（controlling authority）とするのに十分でない。われわれはすでに受刑者は刑務所の門で彼らの第5修正の

権利を喪失しないと判示してきたのであるから、Murphy, 465 U.S., at 426. 相対的多数意見はわれわれの先例からのその逸脱を正当化するために受刑者としてのXの地位を越える何かを示さなければならない。(at 61-62.)

Ⅱ 相対的多数意見およびオコナ裁判官は、被上告人(X)の特権の援用に由来する結果は強制に該当するほど重大ではないと判示する。彼らの見解によると、レベルⅠから重警備施設への移動の威嚇は強制的(coercive)ではない、いずれもその結果は現実にはペナルティではなく単なる便宜の喪失にすぎない、あるいはそれはペナルティではあるが些細なものであるということを理由とする。私は意見を全く異にする(strongly disagree)。(at 62.)

XはSATPへの参加を命ぜられた1994年に占めていた地位を獲得するのに数年を要した。彼の有罪判決の性質を理由に、刑務所当局は当初の1983年、彼を重警備(maximum security)に分類していた、1989年になってはじめて刑務所当局は、“彼の善行(good behavior)を理由に彼の警備分類を例外的に中警備(medium by exception)”に変更した。それ故、本件争点である制裁は、Xが獲得するのに6年を要し、その後も彼が自己負罪を命令されたときさらに5年間無事に維持できた刑務所内部での地位を被上告人から剥奪するとの脅かしであった。さらに、彼の監禁場所のレベルⅠへの突然の“降等(busting)”は、内部管理のポリシーおよび手続き(Internal Management Policy and Procedure)でのXの正式申告の中で述べられている最も重大な犯罪に対する規律違反での有罪(disciplinary conviction)に対するのと同じ烙印(stigma)を押すことになろう。地裁が認定したように、Xに課せられた制裁は“重大な規律違反に課せられる結果を反映している。”これと同一の権利喪失は、窃盗、麻薬濫用(drug abuse)、および危険な禁制品の所有に対する処罰として用いられるほど刑務所当局によって十分重大なものと考えられているのである。

規律違反の懲罰の結果(punitive consequences)

は、移動から生ずる名誉や評判の被害のみならず物理的特権(tangible privileges)の重大な喪失をも同様にもたらす。SATPへの参加を拒否したことを理由にXの訪問(権)は制限される。彼は最低賃金を稼ぐことのできるレベルⅢの受刑者と比較して1日に0.6ドルを稼げるにすぎない。刑務所の施設や諸行事への彼のアクセスは制限される。彼はもはや賃金支払期(pay period)に30ドル以上を家族に送金することはできない。酒保での支払期にレベルⅢであれば140ドル以上使えるのに20ドル以上使うことを禁止される、そして彼は独房で所有できる財産も制限される。さらに、彼は重警備施設に移動させられるので、1人ではなく3人の受刑者と1室を共有することになり、独房外での彼の行動もかなり制限される。重警備施設は“より重大な犯罪者によって占められているより危険な環境”であることを地裁は認めた。おそらく最も重要なのは、Xは黙秘を続けている間もはや残りの量刑期間に善行を介してレベルⅢの地位に戻ることはできないことであろう。(at 62-64.)

これらの結果をペナルティではなく便益の喪失として性格付けようとする相対的多数意見のまことしやかな試み(glib attempt)は全く説得力に欠ける。レベルⅠおよび重警備施設への移動の脅かしは現状からの重要かつ不利な変更である。Xは6年の善行後に中警備の施設を獲得した、そしてその後5年間にわたりこの地位を維持してきたのである。この期間を通じて受刑者は彼の拘禁状況に関し安定した期待をしていたことは明らかである。これらの状態はそれに対する何らかの変更がなされなければならない場合にそれを防ぐ基本線を形成する、それらを廃止(rescinding)するのは明らかに刑罰に相当する。(at 64.)

たとえ被上告人(X)の地位の変更は彼にはその申立て資格がない利益(benefits)の喪失として性格付けられようとしても、本件での問題はまず第1に、これらの利益の延長を刑務所が拒否できたかではなく、この時点でそれを取り消すことが第5修正の特権の主張に対するペナルティであるかどうかである。相対的多数意

見の主張によると、中警備から重警備への移転およびそれと結びついたレベルⅢの地位の喪失は第5修正の権利の主張に対して受刑者を処罰することを意図したものではなく、プログラムへの参加者に部屋を割り当てる刑務所の合法的な利益に伴うものにすぎない。もちろん、刑務所当局は特権を奪うことなしに、参加拒否者をより制限的な拘禁状態に移しプログラムの参加者と一緒に収容することができた。さらに、申立人はSATPに割り当てられた施設でのベッドの占有を主張していなかった、それ故、刑務所がしなければならなかったことは現在の中警備の施設にとどまることをXに認めることだけだった。もし必要であれば、刑務所は常にXを他の中警備施設へ移動できた。本件記録上、刑務所には中警備施設でのベッドが不足している、あるいはSATPへの参加者に割り当てられる別個の施設（unit）が存在するという証拠がないことに照らすと、重警備施設への移動およびレベルⅢの地位の喪失に対する唯一の合理的（plausible）説明は、プログラムへの参加拒否に対する処罰（punishment）としてそれは役立つということである。（at 66-67.）

オコナ裁判官は、移動はペナルティであることを認めるが〔被上告人の〕生活状態における変更は（彼女にとって）マイナーと思われるので強制ではないとする。本件における強制は、刑務所の状況下での生活の質と自由社会におけるそれとの比較によってではなく、受刑者に有利な分類と不利な分類との対比（contrast）によって測られなければならない。一方における刑務所の最も危険な領域での4人部屋の重警備施設での収容、他方におけるそれぞれ自分の部屋のキーを持ちシャワーを浴びる権利および刑務所の隣接区域を一定の時間自由に移動できる権利との相違の意味——あるいは訪問権、支払期に家族に30ドル以上送金することができ、運動のために施設運動場にアクセスし、グループ活動に参加する機会のあることの重要性——を正確に測ることは明らかに不可能である。しかし、完全に明らかであるのは強制を生み出すこれらのペナルティの総合的効果（aggregate

effect）である。本件申立人（McKune）が刑務所規則の最も重大な違反に対して科せられる刑罰としてこのような制裁群（group of sanctions）を選んだのは偶然ではない。これらの結果を全体として検討し、かつ刑務所のXに対する取扱いを刑務所人口の他の者とを比較すると、本件で科せられるペナルティは“われわれがGardner, Sanitation MenおよびTurleyの各判決で取り消した強制的規定と憲法上区別できない”ことは実に明らかである。（at 67-68.）

Ⅲ SATPは正当な治療目的に明らかに役立っている。このプログラムの目的は性犯罪者を更正することであり、そして参加者は責任の承認および性体験試用紙を完成するという要求はこの手続きの重要な構成要素といえよう。精神的健康の専門家は、過去の性的非行（sexual misconduct）に対する責任を受け入れることは治療の成功にとって度々不可欠であり、治療プログラムによって性犯罪者の再犯のリスクを減少できることに同意している。

このプログラムの称揚すべき目的（laudable goal）は、しかし、参加を命じられた人々に対する憲法上の保護の削減を正当化しない。“われわれはすでにそれが政府の必要性に役立つという理由で彼ら自身を罪に陥れることを市民は強制されうるといふ見解を退けてきた。”Cunningham, 431 U.S., at 808. 性犯罪者から自白を獲得するという利益は重要であろう、しかし“優越する利益（overriding interests）の主張は第5修正の訴訟において異常なことではない、”そして少なくとも本日まで“そのような利益の主張は成功しなかった（not fared well）。”Turley, 414 U.S., at 78. 法執行および更正における州の利益はすべての刑事事件において存在する。これらの利益が受刑者の第5修正の権利の侵害を正当化するのに十分であるというのであれば、受刑者には援用するのに残された特権は間もなくなくなることになろう。

受刑者の第5修正の権利を犠牲にすることを支持する相対的多数意見の意向（willingness to sacrifice）も正当と認められない（unwarranted）、

州は利用可能な代替物で受刑者の特権への侵害なしに同一の目的を達成できるからである。Turner v. Safley, 482 U.S. 78, 93 (1987). 最も明白な代替物は参加者に使用免責 (use immunity) を与えることである。Murphy, 465 U.S., 436, n.7; Baxter, 425 U.S., at 318を見よ。申立人らは使用免責を与えることによってプログラムの治療目的は同様に役立つといういかなる証拠も提出しなかった。参加者は、責任を受け入れて過去の非行を承認することによってすべての治療的利益をなお受けることになる、彼らはその過程において単に自己自身を罪に陥れていないにすぎない。少なくとも1つの州 (ケンタッキー州) は、すでにそのような保護を提供している、そしてそのような選択が更正と矛盾するという示唆はない。実際、プログラムの更正目的は、参加者の治療セッションをおおう (looming over) 訴追のおそれなしに自由かつ公開の議論を保障することによって多分 (likely) 促進されるのである。(at 69-70.)

相対的多数意見は、免責を必要とするとプログラムの治療目的の土台が削り取られることになる、と主張する。“彼らの過去の犯罪に対し社会は彼らを処罰しないであろうことを受刑者が知ると社会はこれらの犯罪を重大な犯罪であると考えていないとの誤った印象をもったまま彼らは放置されよう”からであると主張するのである。ある犯罪ではほぼ20年間刑務所に拘禁されている受刑者が、彼の犯罪は重大でないとかその不法行為には結果を伴わないという印象をもったまま放置されるという考えは馬鹿げている。さらに、この議論は誤った前提から出発している。使用免責の付与は訴追を妨げない、すなわち、それは単に受刑者自身の言葉を使用すること、そしてその果実をその後の訴追において彼に不利に用いることを州に妨げるにすぎない。New Jersey v. Poltash, 440 U.S. 450, 457-458 (1979). 仮に州が行為免責 (transactional immunity) を与えることを要求されるのであれば多数意見の懸念は正当化されよう。しかし、われわれは、Kastigar判決以降、使用免責で第5修正違反を回避するのに十分であることを明ら

かにしてきた。406 U.S., at 453. 州はまた、責任の承認を含む性犯罪者の治療プログラムを受けさせるために使用免責を与えることを要求されていない。

それに代えて州は、任意のプログラムを受刑者に提供することによって参加者の第5修正の権利を侵害することなしにその更正目的を追求し続けることができたのである。連邦刑務所部局によって運営されている性犯罪者の治療プログラムへの受刑者の参加は全く任意であると合衆国は指摘している。プログラムに参加しないとの受刑者の判断に由来する施設利用の特権 (institutional privilege) の喪失はない。“もし受刑者が連邦のプログラムに参加することを選択すれば、彼は親施設 (parent facility) から“より望ましい”刑務所に移送される、しかし、もし彼がまず最初に、被上告人 (X) がしようとしたように、参加を拒否したとしても、彼は不利な結果 (negative consequence) にさらされない。連邦プログラムの受刑者は、使用免責を与えられない限り参加することを強制されないからである。実際、治療を受けることを強制された人たちより任意の参加者の方が社会復帰の成功の可能性がより大きいと考える理由がある。(at 70-71.)

カンザス州はその治療プログラムを介して、性犯罪者の再犯の減少という望ましい目的を達成しようとする。しかし、その過程において州は正当と認められない犠牲を参加者に要求する。いかなるものであれ目的が正当であるという理由だけであるいは彼らは性犯罪で有罪とされていたという理由だけで、自己負罪拒否特権の喪失を受刑者は強制されるべきでない。とりわけ本件のように被上告人 (X) が一貫して自己の無罪を主張し、かつ彼がなお犯していなかったとする犯罪への自白を強制する事案において、われわれは、もしこれが陪審が誤りを犯した稀有な事案の1つであり、そして彼は本当に無実であるとすればどうなるかを自問すべきである。そしてこの質問に答える際にわれわれは、星室裁判所のメンバーであっても彼らは正しい目的を追求していると考えたであろうかを検討

すべきである。私は謹んで (respectfully) 反対する。(at 71-72.)

**【研究】** 1 本判決は、同意によるとの抗弁が認められず女子高生への強姦等で有罪判決を受け服役中の受刑者が出所予定の2, 3年前に刑務所職員から性的虐待治療プログラム (SATP) への参加を求められたところ、参加の前提要件が起訴の有無を問わず過去の性犯罪を含めた全ての犯罪を明らかにしてその責任を認めることであったため合衆国憲法第5修正の自己負罪拒否特権の侵害に当たると主張した事案につき、相対的多数意見と反対意見とが真向から対立したが、オコーナ裁判官が結論として相対的多数意見に同調したため5対4で、第5修正違反を肯定した原控訴審判決を破棄差し戻したものである。

2 SATPへの参加を拒否すると被上告人Lile (X) は、現行のレベルⅢの刑務所での地位はレベルⅠに引き下げられるため家族への送金や個人用のテレビ使用等が制約されるほか現在の中警備施設から4人部屋の重警備施設に移されることになる。このようなXに不利な刑務所内での生活状態の変更はXの釈放後の再犯防止に有効とされているSATPへの参加を促す誘因を提供するにすぎないのか、それとも参加の前提要件としての過去の性犯罪等の承認は自己に不利な証人になることの強制を禁止する第5修正に違反するかが争われたのである。

この点につき相対的多数意見は、SATPへの参加は受刑者の更正に役立つことは一般に認められており、かつ反対意見が主張する刑事免責を付与すれば受刑者は自己の犯罪は重大ではないとの誤った印象のまま放置されることになり、これは正に更正の目的に相反するとしたうえで、個人用テレビの撤去やジムへの接近禁止等の従前の便益の制限にすぎず、第5修正の自己負罪拒否特権に違反しないことは過去の最高裁判例に照らして明らかであるとする。これに対し、反対意見は、SATPに参加する最小の誘因の提供は第5修正の特権に違反しないことを認めつつ、

SATPへの参加の前提条件としての過去の性体験史を含めた全ての性犯罪の承認を強制するのは受刑者を罪に陥れるものであり将来において刑事訴追にさらされるおそれのある情報の開示を要求しているため自己負罪拒否特権に違反するとしたうえで、憲法違反を回避するには使用免責を提供すればすむことであるとする。

3 ところで、合衆国最高裁は1892年のカウンスelman判決<sup>1)</sup>において1868年の改正免責法につき、同法は免責付与の下に証人に強制した証言の使用を禁止するにとどまるから自己負罪拒否特権と同一範囲の保護を証人に提供していない旨判示したうえで、免責法が合憲といえるためには「関連犯罪についての将来の絶対的な訴追免除 (absolute immunity against future prosecution) を付与するものでなければならない」と付言した、そこで連邦議会は右判旨に沿って新しく制定した1893年の証言強制法で証言に関する「いかなる行為、事件もしくは事柄 (any transaction, matter or thing) について」証人は訴追されることはない旨規定し、これが1970年までの各種免責法のモデルとなる。わが国でも周知の「行為免責」という用語は右文言に由来するのである。

他方、連邦議会は1970年の組織犯罪取締法 (合衆国法典18編6002条) において、従来の全面的な訴追免除ではなく「強制された証言又はその他の情報 (又はその証言もしくはその他の情報に直接・間接に由来する全ての情報) の使用禁止だけで証人に証言を強制できる旨の統一的な免責法を制定した。そこでカウンスelman判決との対比上その合憲性が問題となったが、連邦 (合衆国) 最高裁は1972年のキャストィガー判決<sup>2)</sup>において、同法の定める「使用・派生的免責 (immunity from use and derivative use) は自己負罪拒否特権の範囲と同一であり、それ故、証言を強制するに足りるものである」としたうえで、次のように判示した。「刑事免責の付与は、特権が提供する保障と同一範囲の保護を提供するものでなければならないが、それよりも広いものである必要はない。関連犯罪につ

いての全面的な訴追免除を付与する行為免責は、第5修正の特権よりもかなり広い保護を証人に提供する。」カウンセルマン判決で問題とされた制定法は「強制された証言に由来する証拠の使用を禁止していない点で明らかに欠陥があった。同判決は繰り返しこの欠陥を強調している。」絶対的な訴追免除に言及した「カウンセルマン判決の文言は不必要であるから、(それは傍論で) 先例としての拘束力はない。」したがって、関連犯罪についての訴追は可能となるが、「訴追側証拠は強制された証言から完全に独立した合法的な源に由来する積極的な立証義務が訴追側に課せられる」と判示したのである。

このように現在の連邦法(各州法もほぼ同じ)においては、当該証言及びそれに由来する証拠の使用禁止だけで自己負罪拒否特権を削減させるに十分であることが確立している。したがって、当該証言はおよそ使用できず、その“果実”も使用を禁止されるが、免責による“汚れ”のない独立の源から入手した証拠であることが立証された場合には、その証拠に基づいて証人を関連犯罪につき訴追できることになる<sup>3)</sup>。

4 このようにみてくると本判決の意義と問題点は明らかである。自己負罪拒否特権の総括的検討は別稿<sup>4)</sup>に譲ることとし、さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、合衆国最高裁

が初めて出所前の性犯罪者に対する性的虐待治療プログラム(SATP)への強制的参加を合憲と明示したことにある。

第2、相対的多数意見と反対意見の相違は、つまるところ刑事免責の付与をめぐる対立である。刑事免責を付与して負罪的供述を獲得すれば受刑者は過去の犯罪は重大ではないと考えるとの相対的多数意見の指摘はやや理解に苦しむが、その背景にはわが国とは異なり早くから自己負罪拒否特権が確立しているアメリカ法の現状があるだけにわれわれ日本人がその是非を軽々に判断するのは相当ではあるまい。

第3、反対意見がSATPの性犯罪者の更正という目的に有効であるとしたうえでそれへの参加拒否による便益の喪失を具体的に細かく検討していることは重要である。このような事実関係の精査は欠かせないにもかかわらず、ややもすると軽視される嫌いがあるだけに<sup>5)</sup>、この点も注目されてよい。

そして最後に、「奈良の女儿誘拐殺害事件を契機として我が国においても、アメリカのように、性犯罪者の情報を開示すべきであるとの意見が表明されるようになった」<sup>6)</sup>ことを考えると、本判決で問題となったのは出所前のSATPへの参加であり、やや文脈は異なるものの、性犯罪者の再犯抑止教育の必要性とともに、アメリカのような出所後の性犯罪者の情報公開がいずれ問題となるかもしれない。その意味でも本判決は注目される<sup>7)</sup>。

注)

1) *Counselman v. Hitchcock*, 142 U. S. 547 (1892).

2) *Kastiger v. United States*, 406 U. S. 441 (1972).

3) 詳しくは、小早川義則「訴追免除」刑事訴訟法の争点[第3版](2002年)8頁以下。

4) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁V—自己負罪拒否特権』(2014年刊予定)。

5) 例えば、*United States v. Lanier*, 520 U. S. 259 (1997). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究(24)」名城ロースクール・レビュー第26号。

6) 藤本哲也「『性犯罪者登録告知法』制定の是非についての議論の必要性」罪と罰42巻2号(2005年3月)。

7) なお、本稿執筆中の2013年3月15日に大阪弁護士会主催の「犯罪/性犯罪と精神医療」シンポで精神科医師による性犯罪に関する近時の医学的知見等に関する報告に接した。有益な報告内容であり、とりわけ性犯罪者の処遇治療として、例えばSATPのようなプログラムは有益と思われるとの知見を得たのは幸いであった。

(2013年4月4日稿)

